

図書館協議会の所掌事務と運営について

1 図書館協議会の設置根拠例規について

図書館協議会は、「入間市立図書館設置及び管理条例」及び「入間市立図書館設置及び管理条例施行規則」に基づいて設置されています。10人以内の委員で組織され、任期は2年で、図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕につき、図書館長に対して意見を述べることを所掌する機関です。

会長、副会長は、委員の互選により決めていただきます。会議は会長が招集することになります。

2 報酬と費用弁償について

会議に出席いただいた時は、委員報酬と費用弁償が支払われます（入間市教育委員会が任命する教育公務員を除く）ので、後日口座振込とさせていただきます。

○支給額（1回あたり）

	委員報酬	費用弁償	合計
会長	7,500円	1,000円	8,500円
委員	7,000円	1,000円	8,000円

※委員報酬は所得税として会長960円、委員810円が源泉控除されます。

3 会議運営に係る内容について

(1) 委員の席順について

委員の席順は、委員名簿順にしたいと思います。

(2) 会議録の作成について

会議の内容を記録するため、要点筆記による会議録を作成します。

事務局で会議の経過、決定事項等について記述した会議録を作成し、委員各位に内容を確認してもらい、会長に署名していただきます。

(3) 会議の公開について

「入間市情報公開条例」及び「入間市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、会議は公開するものとします。ただし、次の各号に掲げる場合はこの

限りではありません。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報に該当する事項について審議、審査、調査等をする場合

(3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

(4) 会議日程及び会議録の公表

会議の開催の公表については、開催日の1週間前までに、庁舎における掲示等により行います。会議録についても市民の閲覧に供しています。

(5) 図書館協議会委員に係る情報の公開について

委員名簿については、第1回図書館協議会資料により、外部に提供して差し支えないか、ご確認いただきます。

(参考)

情報公開制度は、「情報の原則公開」の立場にたつものですが、情報によっては、公開することにより、個人のプライバシーの権利を侵害するものもあることから、これらの個人に関する情報は、原則公開の例外として取り扱うものとし、公開しないことができる情報としています。

※ 個人に関する情報とは、住所、氏名、学歴、職歴、財産権等をいう。

なお、図書館協議会委員は、地方公務員法に定める非常勤の特別職となることから、委員の選出区分、氏名及び役職（会長、副会長）については、公開することになります。

(6) 会議の出欠について

都合により会議を欠席される場合は、事務局にその旨をご連絡ください。

令和2年度会議開催予定（案）

第1回 令和2年10月1日

第2回 令和2年12月

第3回 令和3年3月